

公示番号：19a00387

国名：ザンビア国

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：ザンビア国コメ普及支援プロジェクトフェーズ2（アグリビジネス）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：アグリビジネス
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年10月上旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 4.00M/M、合計 4.45M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	第1次現地業務期間	第2次現地業務期間	国内整理期間
7日間	60日間	60日間	2日間

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月12日（木）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
（計 100点）	

類似業務	市場志向型農業、もしくはアグリビジネスに係る各種業務
対象国／類似地域	ザンビア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：当国入国の際に義務づけられている予防接種はありません。

## 6. 業務の背景

ザンビアの労働力人口の約 67%<sup>1</sup>が農業に従事しており、農業部門の GDP は 9.8%<sup>2</sup>を占める。ザンビアでは長年、主食であるメイズ生産者に対する偏重した農業政策<sup>3</sup>を行っており、2017 年度の農業部門の予算の 69.9%<sup>4</sup>がこのメイズ農家向け支援に充てられて、農業部門の財政を大きく圧迫している。

ザンビアにおけるコメの消費は都市部を中心に増加傾向にあるが、栽培技術や収穫後処理が未熟なため、生産性は全国平均で 1.16t/ha<sup>5</sup>と低く、この数字は隣国マラウイの 1.92t/ha、ジンバブエの 2.26t/ha より低位である。国内の需要（約 62,500<sup>6</sup>トン）に対して国内供給量（約 47,500 トン）が賸えず、不足量は近隣国や東南アジアからの輸入に依存している。

ザンビア農業省が JICA とともに実施した本事業の前フェーズ、ザンビアコメ普及支援プロジェクト、(以下「前フェーズ協力」)では、農業省試験場でのイネの試験・研究の基盤整備、栽培ガイドラインなどの稲作普及教材の体系化、カスケード式普及手法を利用したマスター指導員、農業普及員、デモ圃場を管理する篤農家に対する能力向上を目的とした研修プログラムを提供した。この結果、5,000 人を超える人材に稲作技術を得るに至り、前フェーズ協力は所期の成果を収めた。ただし、作成された教材の現場での有効性確認の回数が多くはなく、引き続き開発した技術の検証を続ける必要がある点、ザンビアの農家にとって有益なコメ品種の情報・技術を、試験研究を通じて整理・体系化する作業は、先行協力では実施しておらず、後継案件で実施する必要がある点、農家が得られる市場情報は限定的で、このため農家による情報アクセスを強化する必要がある点など、継続して取り組む課題が残された。

他方、国際機関によるザンビアのコメ・バリューチェーン強化への支援も活発であり、国際農業開発基金 (IFAD) は、2017 年から、E-SAPP<sup>7</sup>として、効率的なバリューチェーン及びアグリビジネス発展に向けた環境整備を 7 年間の計画で実施している。本案件が実施するマーケティング強化などコメ・バリューチェーンの強化が E-SAPP と協調できる部分であり、IFAD と定期的な情報共有を実施する計画である。また、アフリカ開発銀行 (AfDB) の資金を利用して、APMEP<sup>8</sup>が 2014 年から 2020 年の計画で実施されている。APMEP 活動

<sup>1</sup> 出典：ザンビア国における JICA 国別分析ペーパー, 2019 (Aregheore, Eroarome Martin. Country Pasture/ Forage Resource Profiles, FAO)。

<sup>2</sup> 2006 年から 2015 年の平均値。(出典: Seventh National Development Plan 2017-2021, Ministry of National Development Planning of Zambia, 2017)

<sup>3</sup> ①農家による種子と肥料の購入を補助する農家投入剤補助プログラム (Farmer Input Support Programme: FISP)、②収穫されたメイズを食糧備蓄庁が買い取る戦略的食料備蓄 (Strategic Food Reserves)

<sup>4</sup> 出典：Indaba Agricultural Policy Research Institute 2016, 2017 Agricultural Sector Budget Analysis.

<sup>5</sup> 2010-2011 から 2014-15 の平均値。(出展：Second National Rice Development Strategy 2016-2020, Ministry of Agriculture, 2016)

<sup>6</sup> 出典：Ministry of Agriculture (2014)

<sup>7</sup> Enhanced-Smallholder Agribusiness Promotion Programme

<sup>8</sup> Agricultural Productivity and Market Enhancement Project

の結果、いくつかの農家は民間精米業者（COMACO）と強力なリンケージを持つようになったと報告される等、先行案件としての活動内容、技術支援方法、農家と市場関係者間の関係構築方法等が参考になると期待が出来、市場を考慮したコメ振興を検討するうえでは、情報共有体制を構築することが有意義であると考えられている。

このような背景から、市場志向型アプローチにてザンビア国対象地域の稲作振興を行うことを目的とする技術協力が日本政府に要請された。本プロジェクトは、前フェーズ協力の学びを活かし、C/P 機関である農業省、ザンビア農業研究機構、それらの傘下の地方組織が、ザンビアのコメのバリューチェーンおよび農家の市場アクセスの現状の把握と、市場志向型農業の考え方に基づいたコメ農家の市場アクセス向上支援のための、適切な技術指導及び助言を行うものであり、2019年10月のプロジェクト開始を予定している。

本プロジェクトの概要は以下の通りである。

- プロジェクト実施期間：2019年10月～2025年9月（6年間）
- プロジェクト目標：対象地域で換金作物としてのコメの生産振興が図られる。
- 期待される成果；
  - 成果1 コメ生産性向上のため、栽培技術が改良される。
  - 成果2 対象地域において、技術普及を通じて稲作クラスター<sup>9</sup>が形成される。
  - 成果3 対象地域における稲作農家による市場へのアクセスが向上される。
- 対象地域：  
対象地域は全国であるが、エントリー州としてルアプラ州及び西部州への調査と支援を実施し、それらで成功事例を得てから全国へ展開する。なお、西部州は稲作が盛んだが市場へのアクセスに課題あり、ルアプラ州は地理的稲作ポテンシャルは高いが稲作農家数は少ないという特徴がある。
- 本プロジェクトチームの人員構成  
本プロジェクトは JICA 直営長期専門家 3 名（チーフアドバイザー／稲作研修、稲作研究、業務調整／人材育成計画）、および当該専門家の 4 名で構成される。また、JICA 直営短期専門家として 5 名（稲作栽培技術、収穫後処理技術、社会経済調査、栄養改善、市場志向型農業）の派遣も予定している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者（以下、「当該専門家」）は、以下の目的を達成するために活動を行う。

- ① 現地調査により、ザンビアのコメのバリューチェーンおよび農家の市場アクセスの現状及び課題を明らかにする。
- ② 市場志向型農業を用いた稲作農家のマーケットアクセス向上のための研修プログラム（カリキュラム・マニュアル・教材等）を策定する。
- ③ 対象農家もしくは対象農家グループの市場アクセスが向上する。

### （1）国内準備期間（2019年10月上旬の7日間）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナーの報告書等から概要を把握・分析する。  
本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（案）（英文）を作成し、JICA 農村開発部、JICA ザンビア事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。

<sup>9</sup> 稲作クラスターとは、市場アクセスを有し、一定規模の稲作（生産量と生産面積の面で）が実践されている地域のことを示すが、具体的な定義については、プロジェクトチーム内で調査・検討する。詳細は7（1）参照。

ワークプラン（案）では、プロジェクトチームの一員として当該専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。なお、本プロジェクトのエントリー州（ルアプラ州、西部州）の地理的位置関係を把握の上、効率的な調査計画を策定し、明記すること。

② JICA 農村開発部との現地業務前打合せに参加する。

(2) 第 1 次現地業務期間（2019 年 10 月中旬～2019 年 12 月中旬の 60 日間）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA ザンビア事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② プロジェクトチーム、C/P と協力し、以下の業務を遂行する。

i. 成果 2 における対象地域の定義づけと絞り込み、および成果 3 における市場価値向上のための条件抽出を目的とし、既存資料収集や聞き取り等で、情報を収集する。具体的には、エントリー 2 州（ルアプラ州、西部州）におけるコメのバリューチェーン分析、農家のマーケットアクセスにおける課題の抽出、ローカル市場・スーパーマーケットで販売されているコメの品種、品質、流通ルート、農家・ブローカー・精米業者・市場関係者の買取・販売価格等。前述 E-SAPP や APMEP 関係者も情報収集対象とする。

エントリー 2 州は、それぞれ稲作振興度合いや地理的条件、マーケットアクセスに関する条件が異なるため、それらを加味した情報整理と課題抽出、分析をすること。

ii. エントリー 2 州において、チーフアドバイザー／稲作研修専門家、稲作研究専門家とともに稲作クラスターの形成条件を調査し、本プロジェクトでの定義を議論の上確定する。なお、稲作クラスターは、西部州では複数、ルアプラ州では少数ながら確認されているが、正確な情報が無いため、調査を行う。

③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。報告書には、次回現地業務のワークプラン（案）も記載すること。

④ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（英文・和文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 2 次現地業務期間（2020 年 1 月上旬～2020 年 3 月上旬迄の 60 日間）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA ザンビア事務所と議論の上、必要に応じてワークプランを修正・更新する。

② プロジェクトチーム、C/P 機関と協力し、ワークプランを基に、以下の業務を遂行する。

i. 第 1 次現地業務結果に基づき、チーフアドバイザー／稲作研修専門家、C/P と協力し、研修計画と研修プログラムを策定、教材作成をサポートする。研修の対象者は、農家、精米業者、バイヤー等の市場関係者である。なお、本プロジェクト実施期間は全体で 6 年間であることを考慮し、当現地業務期間での研修開催地域を、西部州のみ、ルアプラ州のみ、もしくは両方の州とするかは、プロジェクトチームおよび C/P と検討の後、決定する。

また、将来的には当契約の後継の専門家が、研修参加者のモニタリングを継続的に行うことを考慮すること。

ii. 上記計画に基づき、研修を実施する。また、研修の結果を分析し、研修プログラムや研修教材の改良を支援する。

iii. 研修の分析結果を鑑みて、前述「7（2）② 第 1 次現地業務期間」に実施した

調査を補完する形で、追加調査を行う。

- iv. 本プロジェクトの稲作研究専門家の研究計画について、アグリビジネスの観点からフィードバックを提供し、必要に応じて情報を共有する。例えば、当該専門家が収集する、市場で好まれるコメの条件、収穫時期と市場のコメ需要のバランス等。農家から消費者までの一連の流れを考慮し、農家が導入したいと思う技術研究の実施や、その後の普及活動に繋がるよう、協力する。

- ③ 現地業務期間完了に際し、これまでの現地業務結果を総括した専門家業務完了報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。並びに、専門家業務完了報告書（和文）をJICA ザンビア事務所およびプロジェクトチームに提出し、最終報告を行う。専門家業務完了報告書には、遂行した業務の具体的内容、業務の達成状況、課題とその対処を記載するとともに、今後のエントリー州以外の州への展開方法について、実現可能な提言を記すこと。

(4) 国内整理期間（第2次現地業務から帰国後、1週間以内を目処に2日間）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を用いて、JICA 農村開発部に現地業務完了報告を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文）を作成する。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA ザンビア事務所へ配布する。

### (2) 現地業務結果報告書（簡易製本）

各派遣時及び派遣終了時に、英文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。

- ・ 英文：3部（C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）
- ・ 和文要約：2部（JICA 農村開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）

### (3) 専門家業務完了報告書（簡易製本）

第2次現地業務期間中に、英文と和文を作成。第2次現地業務から帰国後1週間以内に提出する。ただし、提出最終期限は遅くとも2020年3月13日（金）とする。

- ・ 英文：3部（C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）
- ・ 和文：2部（JICA 農村開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ルサカ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第1次および第2次現地業務期間は、上記「7. 業務の内容記載の派遣期間」の通りです。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー／稲作研修 (JICA 直営長期専門家)
- イ) 稲作研究 (JICA 直営長期専門家)
- ウ) アグリビジネス (当該専門家)
- エ) 業務調整／人材育成計画 (JICA 直営長期専門家)

③ 便宜供与内容

本プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は当該専門家自身が行う場合もあります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3158) にて配布します。

- ア) ザンビア国コメ普及支援プロジェクトフェーズ1終了時評価報告書 (和文) (2019年5月)
- イ) ザンビア国コメ普及支援プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書 (和文) (2019年6月)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア)提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

(イ)提供依頼メール：

- ① タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ② 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている

- る制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
  - ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
  - ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
  - ⑤ 本案件は、案件名称変更手続きを行っているため、契約時には参画プロジェクト名を「ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト」、調達案件名を「ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト（アグリビジネス）」へ変更予定です。

以上